

かいらん

広報しもだ（お知らせ版）

令和3年
6月号

●発行 下田市役所企画課

●電話 0558 - 22 - 2212

●発行日 令和3年6月18日



下田市メール配信サービス

ご利用ください



同報無線（広報しもだ）の放送内容や休日当番医、災害（新型コロナウイルス、風水害）情報や観光情報など、皆さまのお手元にホットな情報をお届けします。

問合せ先 企画課秘書広報係 ☎22212

8月より施設入所者の食費と居住費（ショートステイ含む）の負担限度額が一部変更になります。

問合せ先 市民保健課介護保険係（窓口④）☎22077

令和3年8月から介護保険負担限度額認定申請に係る負担段階と負担限度額が、下記のとおり一部変更になります。今まで発行対象であった方につきましても負担段階の変更、もしくは対象外となる可能性があります。今までの第3段階が、年金収入等の金額により「第3段階①」と「第3段階②」に分類されます。

預貯金の条件が変わります

補足給付の預貯金要件の見直し	7月まで	見直し後 8月から
年金収入等※ 80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）		単身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身 500万円 夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金収入額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額が変わります

食費の負担限度額の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	見直し後 8月から	7月まで	見直し後 8月から
年金収入等 80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円
対象でない方	負担額は施設と利用者の契約により定められています。			

※居住費の負担限度額は変更ありません。また、生活保護受給者や老齢年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

下田市行事カレンダー（6月18日～7月17日）

各課 問合せ先	〔健〕 ：市民保健課健康づくり係 ☎22217 〔国〕 ：市民保健課国保年金係 ☎23922 〔市〕 ：市民保健課市民係 ☎22215 〔観〕 ：観光交流課 ☎363913 〔産〕 ：産業振興課 ☎23914 〔防〕 ：防災安全課 ☎364145 〔福〕 ：福祉事務所 ☎22216 〔企〕 ：企画課 ☎22212 〔図〕 ：市立図書館 ☎220352 〔学〕 ：学校教育課 ☎233929 〔生〕 ：生涯学習課 ☎235055 〔選〕 ：選挙管理委員会 ☎22211					
	この情報は6月18日現在のもので、今後変更される場合があります。					
	日	月	火	水	木	金
	7月の納税 納期は8月2日（金） 固定資産税 2期 国民健康保険税 3期 介護保険料 1期 「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を！」					18 1歳半健診 〔健〕
	20 県知事選投票日選 〔選〕	21	22	23 市民相談 〔市〕	24	25 広報7月号発行 〔企〕
27	28	29	30	1	2	3 これば！ 納涼祭 〔福〕
4	5	6	7	8 年金相談 〔国〕	9	10
11	12	13 2歳児健診 〔健〕 2歳児半健診	14 市民相談 〔市〕 法律相談	15	16	17

マイナンバーカード窓口
交付のための
窓口延長について



市役所の開庁時間中（8時30分～17時15分）に、仕事や学業等によりマイナンバーカードの受け取りが出来ない方のため、6月10日（木）～6月30日（水）まで（土曜午後・日曜除く）市民係窓口の延長を行っています。

窓口延長日及び時間

6月10日～6月30日

月曜～金曜 19時30分まで

土曜 9時～12時まで

※土曜午後・日曜は開庁しておりません。

窓口の場所

市役所西館1階、市民保健課市民係窓口（西館入口からお入りください）

マイナンバーカードの受け取りに必要なもの

・郵送された「個人番号カード交付通知書（ハガキ）」

・「通知カード」

※紛失している場合は紛失届を記入していただきます。

・「住民基本台帳カード」

※所有者のみ

・本人確認書類

顔写真付きの身分証1点

それ以外は2点必要です。

※運転免許証、住民基本台帳カード、旅券など官公庁発行の顔写真付証明書のうち

1点、または、健康保険証、

介護保険証、年金手帳など

の2点をご持参ください。

※注意

延長時間中は、マイナンバーカード交付以外の業務

（カード申請や住民票・戸籍

の交付や、住民異動届、仮ナ

ンバー申請等）は対応して

ません。

※受取は、申請者ご本人がお

越しくください。15歳未満の

方、被成年後見人の場合、

申請者本人とともに法定代

理人が同行してください。

原則代理人の受取はできま

せん。

問合せ先

市民保健課市民係

（窓口②） ☎22215



**令和3年8月から
新しい国民健康保険証を
「ご使用ください」**

新しい保険証は藤色で、7
月中に郵便でお届けします。
今までの保険証は、有効期
限が過ぎたら細かく裁断し破
棄してください。

また、マイナンバーカード
の健康保険証利用が開始され
ることに伴い、保険証の記号
番号の隣に個人を識別するた
めの「枝番」が追加されまし
た。（健康保険証利用は、令
和3年10月までに開始予定）
◎保険証が届いたときの
確認事項

- ・他の健康保険証と重複して
いる方はいませんか
- ・加入者に漏れはありませんか
- ・転居、転出など住所を変更
した方はいませんか

いずれかに該当する場合は
届出が必要です。市民保健課
国保年金係（窓口③）で手続
をお願いします。

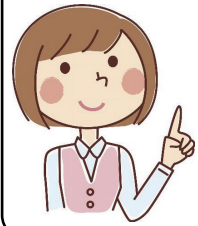
国民健康保険税が未納の世
帯の方は、保険証を税務課収
納係（窓口⑦）で窓口交付す
る場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係

（窓口③） ☎23922

**令和3年度の国民年金免除
申請の受付は7月1日から**



今年度の国民年金保険料
は、月額16610円です。
しかし、経済的な理由などで
保険料の納付が困難な場合、
申請手続をすることにより、
保険料が免除、又は猶予され
ます。

また、保険料の納付期限か
ら2年を過ぎていない期間ま
で遡って申請できます。

なお、平成30年度～令和2
年度分は現在も受け付けてい
ますが、今年度分の申請は7
月1日（木）から開始となり
ますのでご注意ください。

問合せ先

市民保健課国保年金係

（窓口③） ☎23922

高額介護サービス費の 上限額が一部変わります

同じ月に利用した介護保険
サービスの利用者負担額の世
帯合計額（支給限度額を超え
た分等は除く）が一定の上限

額を超えた分は申請により
「高額介護サービス費」とし
て後から支給されますが、8
月利用分から現役並み所得者
の上限額が細分化されます。

令和3年8月利用分から
上限額（月額）
140,100円（世帯）
93,000円（世帯）
44,400円（世帯）



		令和3年7月利用分まで
利用者負担段階区分		上限額（月額）
現役並み所得者	・年収約1,160万円以上	44,400円（世帯）
	・年収約770万円以上約1,160万円未満	
	・年収約383万円以上約770万円未満	

現役並み所得者に該当しない一般、住民税非課税世帯の方等については変更ありません。

問合せ先

市民保健課介護保険係

（窓口④） ☎22077

ひとり親家庭等医療費 助成金更新手続を忘れずに

7月以降の受給資格の見直
しのため、該当する方には6
月中旬に申請書を送付してい

ます。申請書を提出しない場
合、助成が受けられなくなり
ますのでご注意ください。

提出期限 6月30日（水）

対象者

- ・20歳未満の児童を扶養して
いる母子家庭の母と児童
- ・20歳未満の児童を扶養して
いる父子家庭の父と児童
- ・両親のいない20歳未満の児
童のいずれかであって、前
年の所得税非課税世帯。

※課税されている場合でも、

16歳未満の扶養親族1人当
たり38万円、16歳から18歳
の扶養親族1人当たり25万
円を控除した結果、所得税
が非課税となれば助成の対
象となります。

その他

前年所得の状況により審査
を行うので、申告をされてい
ない方は、速やかに済ませて
ください。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

（窓口⑥） ☎22216

下田市障害者相談員を 「ご利用ください」

市では、次の方々に障害者
相談員を委嘱しています。相
談員は、障害のある方やその

家族などの相談に応じ、必要
な助言や指導などを行います。
相談で知り得た個人の情報は
固く守られます。お気軽に
ご相談ください。

委嘱期間

2年間（令和3年4月から令
和5年3月まで）

連絡先

○身体障害者相談員

川端 元之 ☎26236

里見 たか子 ☎25935

勝村 和彦 ☎26126

三室 忠志 ☎24001

加藤 美百合 ☎25451

○知的障害者相談員

進士 信行 ☎24754

○精神障害者家族相談員

田村 俊哉 ☎230923

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

（窓口⑥） ☎22216



下田市身体障害者福祉会へ 入会しませんか

○下田市身体障害者福祉会とは？

身体に様々な障害をもった方が仲間をつくり、スポーツや文化行事を通して、悩みや困りごとをお互いに助け合いながら、社会参加をしていくことを目的とする障害者の親睦団体です。

○どんな活動があるの？

各種スポーツ大会

グラウンドゴルフ、卓球、フライングディスク、ボーリング等

各種文化活動

文化作品展、うたの広場、囲碁、将棋等

各種研修活動

会員研修会、障害者防災研修会、相談員研修会等

※移動費等の交通費は、身体

障害者福祉会で負担します。

※活動への参加は自由です。

○入会手続きはどうするの？

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方でスポーツ活動や文化活動に興味のある方、仲間同士のコミュニケー

ションをとりたいたいと考えている方々を募集しています。

入会を希望する方は、左記役員までお申し込みください。

年会費 1000円

連絡先

里見たか子（蓮台寺）

☎ 225935

後藤瑞義（箕作）

☎ 221134

勝村和彦（西本郷）

☎ 226126

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

（窓口⑥） ☎ 22216

重度心身障害者タクシー

利用料金の助成

市内に住所を有する在宅の重度障害者に、今年度末まで有効のタクシー利用券を交付します。

※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、社会福祉施設に入所されている方は除きます。

対象者

・身体障害者1級、2級の方
・療育手帳Aの方

・精神障害者1級、2級の方

助成の内容

1乗車につき普通車タクシー初乗り運賃の利用券を1

人につき24枚交付します。

申請に必要なもの

・身体障害者手帳、療育手帳
又は精神障害者保健福祉手帳
・認印

利用できるタクシー会社

・伊豆急東海タクシー株式会社

・株式会社栄協

・ヒフミタクシー株式会社

・社会福祉法人春栄会 ケア

センターうばめ櫛（介護タ

クシー

申請・問合せ先

福祉事務所障害福祉係

（窓口⑥） ☎ 22216

住まいが被害を受けたとき
最初にすること

○家の被害状況を写真で記録
しましょう

災害で住まいが被害を受けたときは、被災者の方々が1日でも早く日常の生活を取り戻せるように、市でも様々な支援に動き出します。

その支援を受けるためには、被害の状況を調査（被害認定調査）する必要がありますが、片付けや修理をしまうと調査が困難になってしまふため、あらかじめ、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。

写真は、市から罹災証明書

を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に役に立ちます。

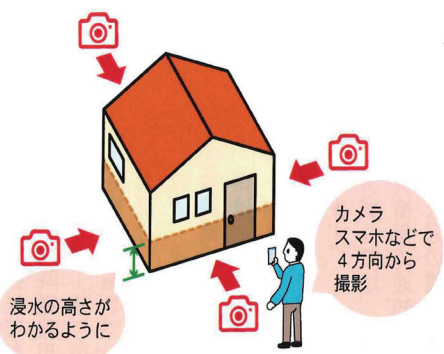
※ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

○家の外の写真の撮り方

●カメラ・スマホなどなるべく4方向から撮るようにしましょう

●浸水の跡は、すぐに消えてしまふ場合があるので、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。



○家の中の写真の撮り方

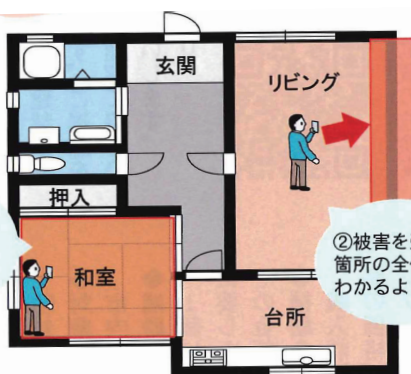
●家の中の被害状況写真は、2種類を撮ってください。

①被災した部屋ごとの全景

②被害箇所の「寄り」

●想定される撮影箇所

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス等



問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥） ☎ 22216

税務課資産税係

（窓口⑧） ☎ 22218

令和4年下田市成人式



日時 令和4年1月9日(日)

13時30分開式

受付時間

13時

場所

下田市民文化会館大ホール

対象者

平成13年4月2日～

平成14年4月1日生

○案内状の送付について

市内在住者

令和3年9月1日時点で、

市に住民登録されている対象

の方には、9月末頃までに案

内はがきを送付します。

市外在住者

市に住民登録されていない

対象の方で、市で開催される

成人式に参加を希望される場

合は、次記申込先へ内容を記

載し、Eメールでお申し込み

ください。

件名

令和4年下田市成人式申込み

本文

①新成人の氏名(ふりがな)

②案内状送付先の郵便番号、

住所(方書き)③電話番号④

生年月日⑤卒業中学校

申込先

kyouiku@city.shimoda.lg.jp

新成人企画・出演者募集

新成人による特技の披露

(15分程度)や、アイデアを

個人、団体は問わずに募集し

ます。

※応募多数の場合は選考によ

り、採択者のみ11月末まで

に連絡します。

問合せ先

生涯学習課社会教育係

☎25055

猫の飼い主の皆さまへ

「マナーを守りましょう」

室内飼いのメリットには、

次のようなものがあります。

・ケガや事故から守ります。

・病気の感染が防げます。

・「ふん・おしっこ・いたずら」

によるご近所とのトラブル

がなくなります。

不妊・去勢の手術をしましょう

将来、子猫を増やすことを

望まない場合は、不妊・去勢

の手術をしましょう。不妊・

去勢手術により、生殖器系の

病気も予防できるとともに、

発情期の異様な鳴き声、放浪

癖、喧嘩、尿スプレー等を抑

止する効果があります。性格

が穏やかになり飼いやすくな

るともいわれています。

猫に首輪(名札)をつけましょう

猫に首輪(名札)をつける

ことで迷子札にもなります。

首輪などに飼い主の身元を表

示することで、迷子になった

ときや屋外でけがをしたと

き、また災害の際にも役立ち

ます。

捨てる事は絶対にいけません

一度飼い始めたら生涯飼う

ことが飼い主の責任であり、

動物を捨てることは犯罪で

す。

問合せ先

環境対策課環境保全係

☎22213

びん、カン、ペットボトル、

分別のお願い

夏になり、びん、カン、ペッ

トボトルが大量に出されま

す。その中には、分別されて

いなかったり、汚れていたり、

キャップをとつてないものな

どが多数みられます。分別方

法の再確認をお願いします。

①びん、カン、ペットボトル

は、必ず分別してください。

②びん、カン、ペットボトル

は、必ず中身を出し、水洗

いして下さい。

③びん、ペットボトルの

キャップは、必ず取って下

さい。調味料(酢、ポン酢、

醤油など)、オリーブ油な

どのびんも同様です。

④ペットボトルは必ずPET

1のマークを確認してくだ

さい。油、洗剤、ソース、

ドレッシング、化粧品など

のプラスチックのボトルは

ペットボトルではありません

ので、可燃ごみに出して

ください。



問合せ先

環境対策課環境保全係

☎22213



6月23日～29日は

男女共同参画週間

今年度のキャッチフレーズ

は「女だから、男だから、で

はなく、私だから、の時代へ」

国では、「男女共同参画社

会基本法」の公布・施行日で

ある平成11年6月23日を踏ま

え、毎年6月23日から29日ま

での1週間を「男女共同参画

週間」として、様々な取組を

通じ、男女共同参画基本法の

目的や基本理念について理解

を深めることを目指していま

す。

男性と女性が、職場、学校、

地域、家庭等で、それぞれの

個性と能力を発揮できる「男

女共同参画社会」を実現する

ためには、国や県、市だけで

なく、国民の皆さま一人ひと

りの取組が必要です。

私たちの周りの男女のパ

トナリシップについて、この

機会に考えてみませんか。

問合せ先

企画課企画調整係

☎22212

内閣府男女共同参画局

ホームページ

<http://www.gender.go.jp/>

●広報しもだ（お知らせ版） 令和3年6月号

7月・8月のリサイクル分別収集予定表

収集地区	7月	8月
旧町内① 新田・住吉・大和・港・大坂 中央・弥七喜・広岡東	1日（木） 15日（木）	3日（火） 18日（水）
旧町内② 広岡西・岩下	2日（金） 16日（金）	4日（水） 19日（木）
稲生沢① 敷根・東本郷・西本郷・高馬・中一・中二	6日（火） 20日（火）	5日（木） 20日（金）
稲生沢② 立野・蓮台寺・河内・下大沢（集荷場は月後半のみ） 上大沢（石田は月前半のみ）	7日（水） 21日（水）	6日（金） 24日（火）
浜崎地区 柿崎・外浦・須崎	8日（木） 27日（火）	11日（水） 25日（水）
稲梓地区 須原1 月前半：八木山・北の沢橋 月後半：茅原野橋・坂戸井戸の窪 須原2 月前半：伊豆製菓前 月後半：入谷集会所前 宇土金 月前半：宇土金橋 月後半：火ノ見 北湯ヶ野 月前半：立沢橋横 月後半：土屋一宅前 箕作・相玉・荒増・落合・椎原・横川・加増野	9日（金） 28日（水）	12日（木） 26日（木）
朝日地区 吉佐美・大賀茂（桂公会堂は月前半のみ）・田牛	13日（火） 29日（木）	13日（金） 27日（金）
白浜地区 原田・板戸・長田 月前半：サニーステップ 月後半：金指信彦宅前	14日（水） 30日（金）	17日（火） 31日（火）
※リサイクルステーションへの搬出は時間厳守でお願いします（原則午前7時～8時）		

7月・8月の古着類拠点回収日

地区	7月	8月	地区	7月	8月
旧下田地区	7日（水）	4日（水）	稲生沢地区	14日（水）	11日（水）
朝日地区			稲梓地区		
浜崎地区					
白浜地区	21日（水）	18日（水）		28日（水）	25日（水）
※午前7時から11時の間に出してください。カラーコーン（赤色）がおいてあります。					
※古着は雨の日でも回収します。ビニール袋の口をしぼって出してください。					
※7月21日、8月4日の原田区・長田区の古着の収集はありません。					

7月の下田をきれいにする日は、
7月3日（土）です。

身の回りの身近な美化活動から
お願いいたします。

問合せ先 清掃センター

☎6686